

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 4 号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年鈴鹿市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間（育児短時間勤務職員等及び定年前任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める期間）とする。 (1)～(14) 略 (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるそ	(特別休暇) 第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間（育児短時間勤務職員等及び定年前任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める期間）とする。 (1)～(14) 略 (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるそ

の子の世話<u>若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (16) 職員が配偶者、父母、子（配偶者の子を含み、中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）及び配偶者の父母の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその者の世話を行うこと又はその者の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日の範囲内の期間 (17)～(24) 略 2～4 略	の子の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (16) 職員が配偶者、父母、子（配偶者の子を含み、中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）及び配偶者の父母の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日の範囲内の期間 (17)～(24) 略 2～4 略
--	--

（鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鈴鹿市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（病気休暇及び特別休暇） 第13条 略 2 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。 （1）～（8） 略 （9） パートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。以下この号、第12号及び第13号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において8日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、14日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間	（病気休暇及び特別休暇） 第13条 略 2 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。 （1）～（8） 略 （9） パートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの<u>であつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。以下この号、第12号及び第13号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において8日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、14日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(10)～(13) 略

3 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 略

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある子（配偶者の子を含む。

以下この号において同じ。）を養育するパ

ートタイム会計年度任用職員（1週間の

勤務日が3日以上とされている者又は週

以外の期間によって勤務日が定められて

いる者で1年間の勤務日が121日以上で

あるものに限る。）が、その子の看護等（負

傷し、若しくは疾病にかかったその子の

世話、疾病の予防を図るために必要なも

のとして市長の定めるその子の世話若し

しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56

号）第20条の規定による学校の休業その

他これに準ずるものとして市長が定める

事由に伴うその子の世話をを行うこと又は

その子の教育若しくは保育に係る行事の

うち市長が定めるものへの参加をするこ

とをいう。）のため勤務しないことが相当

であると認められる場合 1の年度にお

いて5日（その養育する9歳に達する日

以後の最初の3月31日までの間にある子

が2人以上の場合にあっては、10日）（勤

務日ごとの勤務時間の時間数が同一でな

いパートタイム会計年度任用職員にあっ

(10)～(13) 略

3 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 略

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子

（配偶者の子を含む。以下この号におい

て同じ。）を養育するパートタイム会計年

度任用職員（1週間の勤務日が3日以上

とされている者又は週以外の期間によっ

て勤務日が定められている者で1年間の

勤務日が121日以上であるものであって、

6月以上の任期が定められているもの又は

6月以上継続勤務しているものに限

る。）が、その子の看護（負傷し、若しく

は疾病にかかったその子の世話又は疾病

の予防を図るために必要なものとして市

長の定めるその子の世話を行うことをい

う。）のため勤務しないことが相当である

と認められる場合 1の年度において5

日（その養育する小学校就学の始期に達

するまでの子が2人以上の場合にあって

は、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間

数が同一でないパートタイム会計年度任

用職員にあっては、その者の勤務時間を

考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期

間

ては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 (3) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長の定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 (4)～(8) 略 4～6 略	(3) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長の定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 (4)～(8) 略 4～6 略
--	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。